

インドネシア：公的住宅貯蓄制度(Tapera)のポイント

アジアニューズレター

2024年8月2日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Rainer Faustine Jonathan](#)

Rjonathan@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Setyaning Kartika Rini](#)

srini@wplaws.com

公的住宅貯蓄制度(インドネシア語で Tabungan Perumahan Rakyat(Tapera)といい、以下、「タペラ」)に関する政令が最近制定されました(2024年政令21号)。タペラは、インドネシアで働く従業員に対し、タペラに加入し貯蓄をすることで住宅資金の調達を支援するなど、総合的な住宅金融システムを提供することを目指しています。タペラは、2020年政令25号(以下、「2020年25号政令」)および2024年政令21号(以下総称して、「タペラ政令」)により規定され、使用者および従業員の双方に課される法定の月次拠出金(以下、「タペラ拠出金」)を通じて実施されます。

タペラ政令の主な内容は、以下の通りです。

1. 対象となる従業員

タペラ政令は、20歳以上または既婚で、かつ、適用ある最低賃金以上の収入を得ている民間企業の従業員の加入を義務付けています。また、インドネシアで6ヶ月以上就労している駐在員も対象になります。

2020年25号政令は、2027年5月20日までに加入することを要請していますが、公共事業・国民住宅大臣が延期を提案していることから、この日付は暫定的なものと考えられています。

2. タペラ拠出金

民間企業の従業員については、タペラ拠出金は従業員の給与の3%(従業員から2.5%徴収され、使用者から0.5%徴収されます)を上限として設定されています。

使用者は、毎月10日までに、政府設立の拠出金管理法人であるタペラ・マネジメント・ボディ(Badan Pengelola Tapera)が指定する銀行口座にタペラ拠出金を入金しなければなりません。

これらの法的義務を遵守しない場合には、書面による警告から事業免許の取消に至るまで、行政上の制裁措置が課される可能性があります。民間企業においては、例えば、必要な拠出金を組み込むための給与システムの改良や、タペラ拠出金の適時の支払いなど、タペラ政令遵守のための手続を整備することが期待されます。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com